

報道機関各位



平成26年6月26日

小樽開発建設部広報官

電話 0134-23-9910

(ダイヤルイン)

お知らせ

件名	安心して河川に接することの出来る川づくりを目指して ～夏休み前に尻別川の安全利用点検を実施します～
----	--

お知らせ内容

近年、尻別川の親水施設は、ボート、カヌーなどのレクリエーション活動等の場として、多くの人々に利用されています。

小樽開発建設部では、これまで管理区域内の各施設について巡視等を行い点検を実施しているところです。夏休みは大人・子供に限らず、利用者が増加することから、地域のみなさまが安心して尻別川の親水施設を利用していただけるよう河川管理施設の「安全利用点検実施計画書」を定め、利用者の立場に立った視点で点検を行うこととしましたので、お知らせします。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 1 | 点検の実施日時 | 平成26年7月3日(木) 9:00～ |
| 2 | 点検の実施箇所 | 別紙点検位置図のとおり |
| 3 | 点検結果について | 後日公表します。 |

問い合わせ先	所 属	役 職	氏 名	電 話
	小樽開発建設部 工務課	課長補佐	ささき たけし 佐々木 猛	0134-23-5195 (ダイヤルイン)
	小樽開発建設部 公物管理課	課長補佐	たむら かずみ 田村 和美	0134-23-5259 (ダイヤルイン)

尻 別 川

安全利用点検実施計画書

平成26年5月

国土交通省北海道開発局

小樽開発建設部 倶知安開発事務所

安全利用点検実施計画 目次

- 1 目 的
- 2 適 用
- 3 実施項目
- 4 公 開
- 5 利用者の視点
- 6 安全利用点検の方法
- 7 安全利用点検に基づく措置
- 8 記録の作成

1 目 的

本実施計画は、近年流域の都市化による進展等により河川環境への関心が高まり、河川は、安らぎや憩いを求める場、スポーツ・レクリエーション活動等の場として多くの人々に利用されている。このように、水と緑の貴重な空間として河川空間が注目されていることや、河川の利用者の増加、利用形態の多様化等を踏まえ、危険性が内在する河川空間の特性を利用者に認識していただき、自己責任による安全確保を心がけていただくこととあわせて、可能な限り、安心して河川に接することの出来る川づくりを目指していくことが重要である。

今回、河川利用のうち夏場を迎え河川水辺及び海岸付近の河口部周辺において、キャンプ、海水浴、カヌーやラフティング、魚釣り等様々な機会が水面が利用されることから、水面利用を視野にいれた安全利用点検を行うことを目的とする。

2 適 用

この実施計画は、河川管理者が管理区域内における水面及びその施設を対象として実施する安全利用点検に適用するものとし「河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領」に基づき、その内容を定めるものとする。

3 実施項目

一 対象区域・施設

河川管理者は、管理区域のうち水面の安全利用点検の対象となる区域及び施設（以下「対象区域」という）について別図で定めるものとする。

二 安全利用点検の項目

河川管理者は、安全利用点検の項目（以下「点検項目」という）について、河川並びに対象施設の利用状況を勘案し別紙で定めるものとする。

三 実施時期

河川管理者は、一般的に利用が増加すると予想される時期までに安全利用点検を実施することとし、夏季については以下のように定める。

◎ 実施回数 : 1回

◎ 実施日時 : 平成26年7月3日（木）9:00～11:30

四 点検実施者

本安全利用点検は以下の組織と連携して、河川管理者が主体となって実施する。

蘭越町

NPO法人しりべつリバーネット

ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会

尻別川漁業協同組合

4 公 開

河川管理者は、安全利用点検を公開にて行うこととする。また、点検結果についても同様とする。

5 利用者の視点

河川管理者は、利用者の視点を取り入れるものとし、利用者によって構成される組織がある場合はこれと連携して、組織がない場合は河川管理者が選任した利用者の代表の協力を得て行うものとする。

蘭越町、NPO法人 しりべつリバーネット、ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会、
尻別川漁業協同組合

6 安全利用点検の方法

(1) 河川管理者は、一般利用施設等に関する安全利用点検の項目を別記のとおり点検を行うものとする。

(2) 河川管理者は、専門技術者の参加を要請する場合は、あらかじめ専門技術者の意見を聴いて安全利用点検の方法を定めるものとする。

7 安全利用点検に基づく措置

河川管理者は、安全利用点検の結果、一般の利用に対する危険又は支障があると認められる施設等がある場合は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

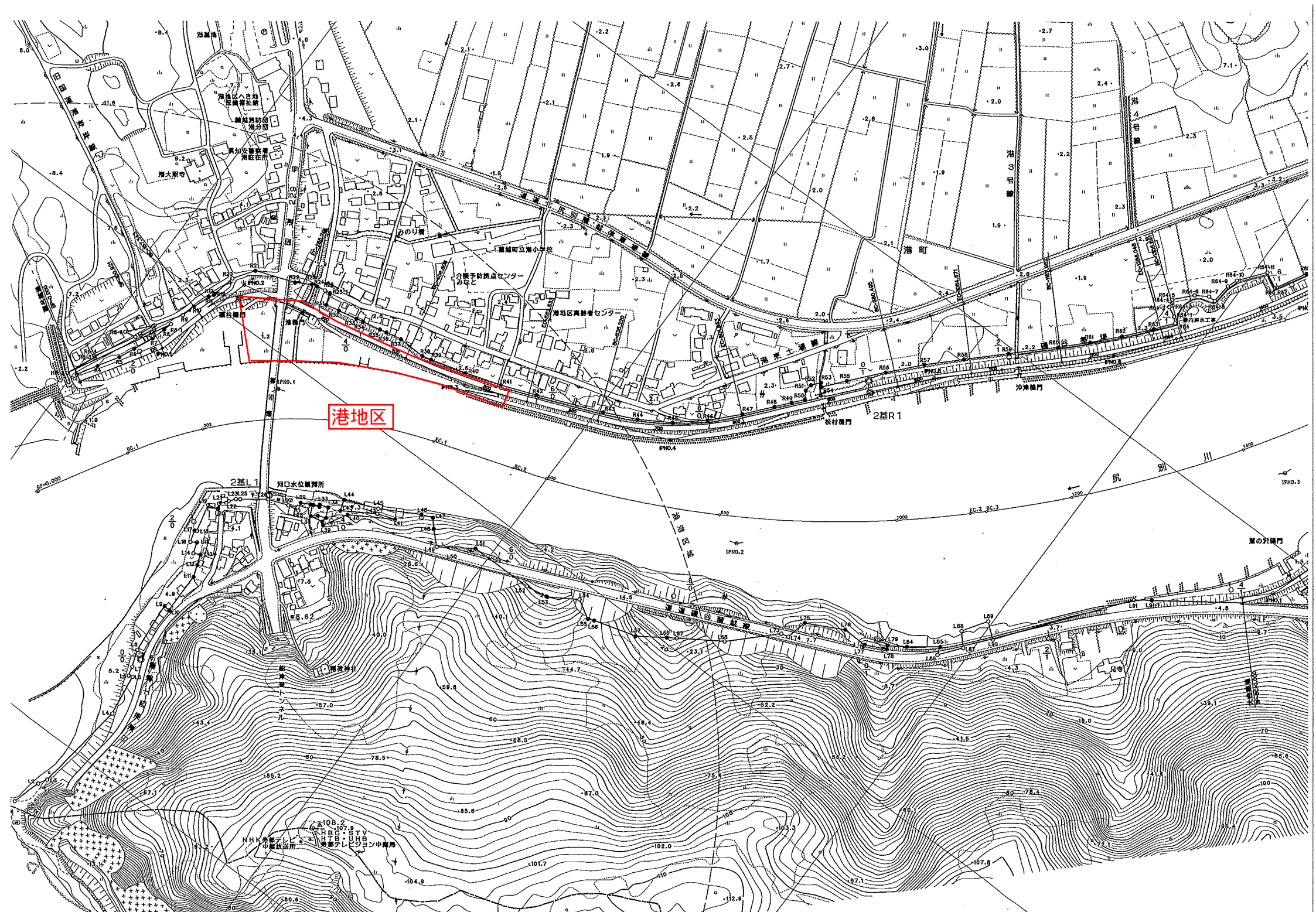
8 記録の作成

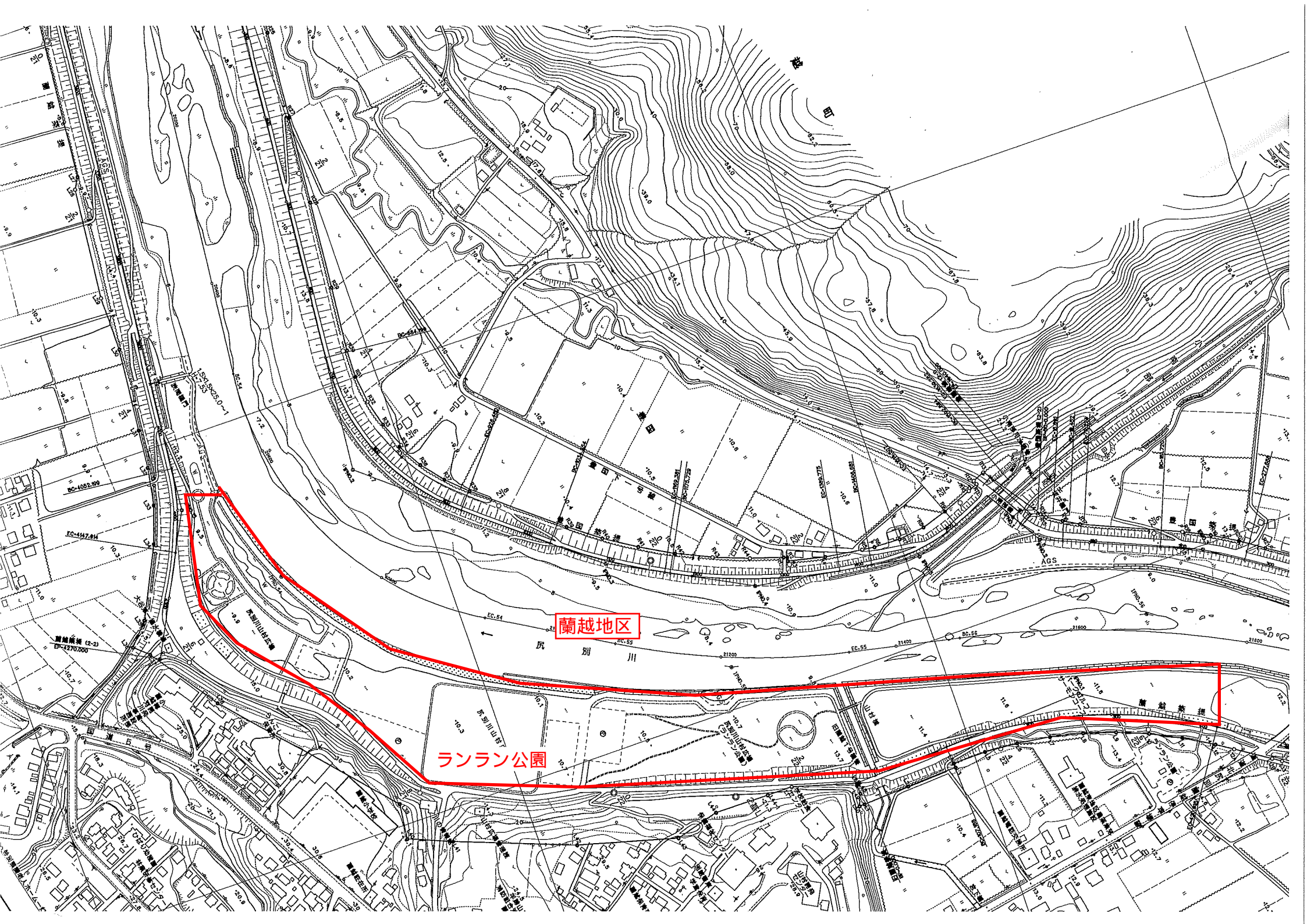
河川管理者は、安全利用点検の結果を別記様式に記録するものとする。

別紙

安全利用点検の項目

対象施設	項目	備考
【港地区】		
堤防、管理用通路・階段	護岸及び堤防天端周辺の陥没等損傷部への落ち込み 危険箇所の注意喚起	
低水護岸	親水護岸からの滑り落ち 護岸及び護岸天端周辺の陥没等損傷部への落ち込み	
高水敷	危険性の注意喚起（看板等） 陥没等損傷部への落ち込み	
樋門	施錠状況、施設周辺の安全施設	
【蘭越地区】		
堤防、管理用通路・階段	護岸及び堤防天端周辺の陥没等損傷部への落ち込み 危険箇所の注意喚起	
低水護岸	親水護岸からの滑り落ち 護岸及び護岸天端周辺の陥没等損傷部への落ち込み	
高水敷（蘭越町占用）	公園、歩道、グラウンドの陥没 河川利用の注意看板	
樋門	施錠状況、施設周辺の安全施設	





蘭越地区

ランラン公園

別川

蘭越地区 (2-2)
EP-2370.000

別川

AGS

